

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和3年11月27日、午後2時35分頃、木更津市畑沢1349番地先で発生した車両損傷事故。 本市所有の土地（君津市南子安1533番10）から張り出していた枝が、走行していた相手方所有の普通乗用車の左部に当たり、損害が生じたもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、76,977円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和4年8月15日

令和4年8月31日提出

君津市長 石井宏子